

## 新潟市江南区親善大使の使用にあたって

平成29年12月21日作成

平成30年4月1日一部修正

新潟市江南区親善大使は、新潟市江南区の魅力を発信するためのキャラクターです。

この使用ガイドラインは、「新潟市江南区親善大使」（以下「キャラクター」という。）が皆さまに親しまれ、様々な媒体に使用していただけるための基準等を示しています。

なお、キャラクターの使用にあたっては、本書と併せて「新潟市江南区親善大使使用要項」もご覧いただきますようお願いします。

### 1 使用にあたって

(1) 使用にあたっては使用者登録申請書の提出をお願いします。

営利・非営利目的を問わず、キャラクターを使用しようとする者は、事前に使用者登録申請書及び必要書類を新潟市長あてに提出し、登録証の交付を受けるものとします。なお、個人で使用する場合は使用者登録書の提出は必要ありません。（提出先：新潟市江南区役所 地域総務課 総務グループ）

使用区分	提出書類	備考
営利・非営利目的を問わず、キャラクターを使用しようとする場合 (注) 企業・団体（NPO法人など）・個人事業者が使用する場合は営利・非営利目的を問わず使用者登録書の提出が必要です。	使用者登録申請書 及び必要書類(※) (※) ・会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料 ・江南区親善大使の使用状況が分かる完成見本等 ・その他必要書類	(使用例) ・商品パッケージに印刷して使用し販売 ・商品販売促進のためのチラシやポスターに印刷し使用 ・シールやぬいぐるみを作成し、販売 ・企業・団体から発送する年賀状用のイラストとして使用 ・名刺のイラストとして使用 ・工事看板の中のイラストとして使用 等

(2) 登録の有効期間

有効期間の定めはありません。ただし、使用者登録が不要になった場合は登録廃止届を、会社名等が変わり、使用者登録書の記載内容に変更が生じた場合は登録事項変更届の提出をお願いします。

(3) 使用料

使用料は無料です。

(4) 使用開始にあたって

使用者登録証の交付後、使用にあたっては、使用者登録証に記載された条件等を守り、正しく使用してください。

また、使用者登録証の交付後に、使用者登録申請時に登録申請書と一緒に提出された使用企画書・使用見本以外の使用を新たに企画された場合は、その企画ごとに使用企画書あるいは使用見本をご提出願います。

なお、条件等に反することが確認された場合やその他キャラクターの使用が適当でないと判断された場合は使用者登録を取り消します。

新潟市は、キャラクターの使用者登録またはその取り消しにより生じた損害等については一切の責任を負いません。

2. キャラクターの紹介

(1) 名 称：江南区親善大使

(2) メンバー：以下の5体となります。

①十全さん



- ・キャッチコピー 江南区のイケメン
- ・モチーフ 江南区の曾野木地区で採れる十全なす。漬物に最適なこのナスは、果肉が厚く甘みがあります。
- ・出身地 曾野木地区

<使用色>

	C (シアン)	M (マゼンタ)	Y (イエロー)	K (キープレート)
体	74%	89%	0%	0%
鼻	0%	28%	41%	0%
きらり	10%	0%	82%	0%
タスキ	30%	17%	14%	0%

②スイートくん

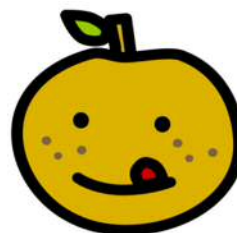
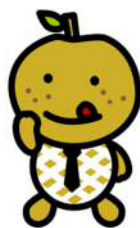


- ・キャッチコピー 江南区一甘い男
- ・モチーフ 江南区の横越地区で採れるスイートコーン。びっくりするほど甘いとうもろこしは、おやつにもおすすめです。
- ・出身地 横越地区

<使用色>

	C (シアン)	M (マゼンタ)	Y (イエロー)	K (キープレート)
葉	61%	0%	100%	0%
葉裏	48%	2%	99%	0%
体	10%	0%	82%	0%
ほっぺ	0%	29%	14%	0%
頭の髭	13%	9%	9%	0%

③高ナシ係長



- ・キャッチコピー グルメはおまかせ
- ・モチーフ 江南区の両川地区で採れる新高。甘みたっぷりのみずみずしいナシは、江南区の看板果物です。
- ・出身地 両川地区

<使用色>

	C (シアン)	M (マゼンタ)	Y (イエロー)	K (キープレート)
葉	48%	2%	99%	0%
体	21%	33%	95%	0%
ぶつぶつ	55%	62%	82%	12%
舌	26%	100%	100%	0%

④藤五郎じい



- ・キャッチコピー 泣く子も眠らせる
- ・モチーフ 江南区の亀田地区で採れる藤五郎梅。  
香りのよい梅は言わずと知れた江南区特産品です。
- ・出身地 亀田地区

<使用色>

	C (シアン)	M (マゼンタ)	Y (イエロー)	K (キープレート)
顔手足	48%	2%	99%	0%
葉	88%	49%	100%	15%
体1	63%	60%	64%	10%
体2	30%	32%	40%	0%
ひげ	13%	9%	9%	0%

⑤ 姫ちゃん



- ・ キャッチコピー 恋する乙女
- ・ モチーフ 江南区の大江山地区で採れる越後姫。甘みをぎゅっと詰め込んだみずみずしい苺は、県外でも大人気です。
- ・ 出身地 大江山地区

<使用色>

	C (シアン)	M (マゼンタ)	Y (イエロー)	K (キープレート)
頭	26%	98%	38%	0%
リボン・スカート	2%	53%	0%	0%
つぶつぶ	0%	53%	29%	0%
顔の白	4%	0%	27%	0%
ほっぺ	0%	29%	14%	0%
へた	82%	50%	100%	15%

3. 使用基準

(1) 表示色

上記2の「キャラクターの紹介」に記載のキャラクターの基本デザインの色を使うことを原則としますが、モノクロでの使用も可能です。ただし、変形や反転、基本デザインと異なるカラーへの変更等の加工は禁止です。

(2) 使用する際のルール

- ①キャラクターの使用は1体に限らず複数体、最大5体すべてを使用することが可能です。
- ②キャラクターの使用者登録証は、キャラクターのPR及び新潟市江南区全体のイメージアップに寄与すると見込まれる企業・団体・個人事業者に対して交付するものです。そのため、キャラクターを使用する商品を推奨したり、品質保証をするものではありません。

- ③中立性を保つため、キャラクター名を会社名や商品名等と一体化して表記することはできません。

例. 江南区親善大使「十全さん」の〇〇十全なす

- ④キャラクターを使用する場合は、企業や商品等のキャラクターと混同しないよう「新潟市江南区親善大使 使用するキャラクター名（例. 十全さん）」と併記してください。また、「©新潟市江南区」との表記も入れてください。
- ⑤年に一回程度、キャラクターの使用状況・効果等についてアンケートをお願いすることがあります。その際は、アンケートの回答にご協力願います。

### (3) 使用できない場合

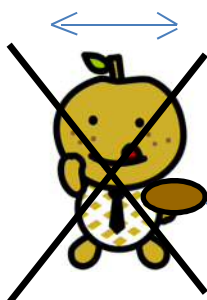
次の場合は、キャラクターの名称及び図形を使用できません。

- ①新潟市江南区のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- ②法令または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- ③特定の政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- ⑥キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認める場合
- ⑦キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- ⑧立体物でその形状などがキャラクターの形状と認められない場合
- ⑨その他市長が適当でないと認めたとき。

## 4. 使用の例示

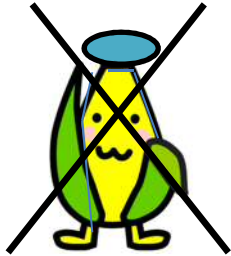


- ・縦・横比率を同一にした拡大、縮小は可能です。
- ※ただし、縮小しすぎてつぶれてしまったり、拡大しすぎて一部分しか表示されず、「新潟市南区親善大使」と判別しがたいものは使用できません。



- ・キャラクターポーズを変えることはできません。
- また、左右反転して使うことはできません。キャラクターの図案どおりに使用してください。

(例) 手のポーズを一部変更



- ・ボディの一部を別なものに変えたり、ボディの色を変えることはできません。また、キャラクターに新たな要素を描き加えることはできません。



十全さんとはオレの事さ

- ・吹き出しによるセリフをつけることは可能ですが、中立性を保つため、セリフ内で会社名や商品名をうたうことはできません。



- ・他の図柄やロゴ、文字等をキャラクターの上に重ねることはできません。

江南区親善大使 藤五郎じい



©新潟市江南区

- ・デザイン上、キャラクターの顔の一部のみを使用することは可能としますが、通常の使用同様、「江南区親善大使+キャラクター名」及び「©新潟市江南区」を必ず明記してください。